

提言書素案に関する意見一覧

意見提出日時・氏名	該当箇所		内 容	修正案
	頁数	項目		
3月27日（第16回考える会議）・郡司委員	9頁 別紙1	前文（本文） 市民憲章と自治基本条例について	宇都宮市民憲章と自治基本条例（提言書素案）の関係については整理されているが、上河内町民憲章，河内町民憲章と自治基本条例（提言書素案）の関係については整理されていないことから，素案を公表していく際には，旧2町の憲章との関係も整理しておいたらどうか。	分科会でも検討されており，自治基本条例（提言書素案）には，上河内町民憲章，河内町民憲章の趣旨も盛り込まれている。 なお，旧2町の憲章との関係は，別紙1「宇都宮市民憲章，上河内町民憲章，河内町町民憲章と自治基本条例について」の比較表のとおり整理した。
3月27日・佐藤和男委員	9頁 別紙1	前文（本文） 市民憲章と自治基本条例について	宇都宮市民憲章と自治基本条例の整合性を検討する際に，上河内町，河内町の憲章との整合性も話題となったが，最終的には，現在の前文のようにまとまった。 もし可能であるならば，前文に旧町の象徴的なものを追記できないか。	追記はしない。 【理由】 第12回考える会議の第1分科会の検討の中で，上河内・河内地域の特徴と考えられるものも含めて前文に掲げるべきものを整理しており，提言書検討委員会としては，分科会の検討結果を尊重していく。
3月27日・片岡委員	16頁7行目	公共的活動の範囲等（本文）	「公共的活動の範囲等」の1項目めについては，公共的活動の範囲等については，決定するだけではなくて，情報を発信していくことが必要であることから，「…決定し， <u>情報を発信</u> していくこと。」と追記したらどうか。	追記はしない。 【理由】 「公共的活動の範囲等」の項目は，まず公共的活動として何を行っていくべきか，その「範囲」を決定しようとするものである。 「情報の共有」の項目は，各主体が，個人情報の保護に配慮しつつ，それぞれ保有する公共的課題及び公共的活動に関する情報を共有していくことを目指している。 - さらに，「情報の共有」の項目を，基本原則の一つとすることにより，その趣旨を条例全体に及ぼそうとするものである。
3月27日・佐藤和男委員	22頁5行目 34頁10行目	議会の役割と責務 おわりに	最高規範性については，「おわりに」の部分でしか言及されていないことから，「議会の役割と責務」2項目め「…政策立案等を行うこと。」の前に，「条例の趣旨を遵守し，」というような趣旨の表現を追記するのはどうか。	追記はしない。 【理由】 - 本条例においては，総則のうち「この条例の位置付け」（14頁2行目）において，市がこの条例の趣旨を最大限尊重しなければならない旨，記載している。 - また，この項目を総則規定に位置付けることにより，この条例全体に最高規範的な性格を付与している。
3月27日・鎌倉委員	23頁 28～29行目	市長の責務（補足説明等）	「市長は，…市（議会と執行機関）の代表者であって」の部分について，議会は政策等の議決機関であり，議会は議長が代表するのではないか。	「(議会と執行機関)」の部分は，削除する。 【理由】 - 指摘のとおり，市長が議会をも代表するような表現と解釈されるものである。 - また，議会については，地方自治法第104条により議長が代表する旨の規定がある。 - なお，補足説明中の「市長は，…市の代表者であって…」の趣旨は，地方自治法上，市長が地方公共団体を代表する旨の規定があり，宇都宮市という自治体の，いわば「顔」であることを表現するところにある。

意見提出日時・氏名	該当箇所		内 容	修正案
	頁数	項目		
3月27日・郡司委員	25頁3行目	自助，共助，公助（本文）	自助，共助，公助の第1項目めについて，文章の係り結びで，「…他の各主体と協力して対応しなければならないことは，各主体と…」の部分の読点を，文末「行わなければならない。」の前にする方が良いのではないか。	指摘どおり修正する。 「…他の各主体と協力して対応しなければならないことは各主体と適切に役割と責任を担い合って，行わなければならないこと。」
3月27日・片岡委員	31頁3行目 (30頁)	市政運営の評価（本文）	「市政運営の評価」の1項目めについて，「施策，事業」の後に，「財政収支」を追記したらどうか。	以下のとおり，「財政運営」の項目の本文に追記し，併せて同項目の「補足説明等」を一部修正する。 「・ 執行機関は，財政運営に関する状況を分かりやすく市民に公表していくこと。」 【理由】 財政運営の透明性を確保するため，市は市民に分かりやすい財務に関する情報を提供する必要がある。
事務局	32頁	条例の制定及び活用	条例に盛り込むべき項目の名称について，「条例の制定及び活用」としているが，素案の内容は条例の解釈及び運用についての項目であることから，項目の名称を「法令等の解釈及び運用」にするとともに，項目の表現を一部修正してはどうか。	・ 条例に盛り込むべき項目を，「 <u>法令，条例等の解釈及び運用</u> 」に修正 ・ 同項目を下記のとおり修正する。 「・ 執行機関は， <u>法令，条例，規則等の解釈及び運用</u> にあたっては，この条例の趣旨にのっとり，市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的に行うように努めること。」 【理由】 解釈及び運用の対象を明確にするため。